

～調査者の方々に留意していただきたいこと～

◆同一の材料(建材)と判断するためには、外観だけでなく、表面から見えない部分についても確認を行い、過去の経験や知識だけに頼らない、確実な確認をする必要があります。

例えば・・・

・改修などにより、表面が同一色に塗装等されている場合

⇒表面からの情報のみで、改修等が行われていないと容易に判断することは出来ません。

・建築物等に補修や増改築がされている場合

・建材等の色が一部異なる場合

⇒同一箇所であっても、別の材料(建材)が使われている可能性があります。

これらの場合には、それぞれが別の材料として石綿含有の有無を判断する必要があります。

次ページ以降に、弊社では同じ検体として、
分析のご依頼を受け付けられない場合の例を示します。

参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

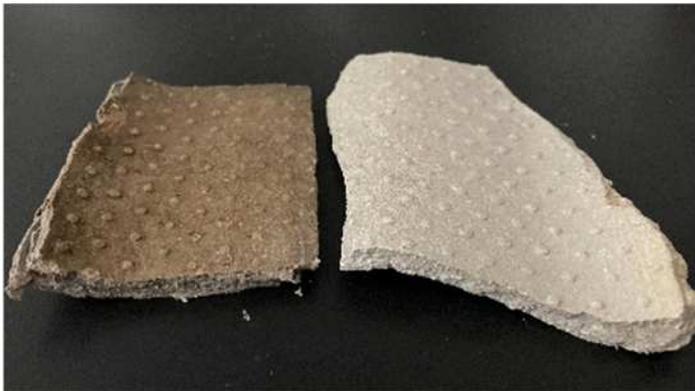
表面の色が違う場合



表面の模様が違う場合



そのものの色が違う場合



紙材、クロスの色が違う場合



下地が違う場合



形状が違う場合



厚みが違う場合

